

課税根拠となった法律、条令等について

1 納税義務者等

地方税法（以下「法」という。）、調布市賦課徴収条例（以下「市条例」という。）及び東京都税条例（以下「都条例」という。）の規定に基づき当該年度の1月1日現在市内に住所を有する個人で、前年中に所得のあった者に対しては、所得割額及び均等割額の合算額が課税され、また、市内に事務所、事業所、家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者には、均等割額が課税されます。なお、前年中に給与所得及び公的年金分離所得のある者は、当該所得に係る税額相当分については、特別徴収の方法によって徴収されることになります。

（法第24、39、41、294、318、319条、321条の7の2、321条の7の8、市条例第23、37、42条、45条の2、45条の5、都条例第24条の2、24条の7）

2 賦課額の変更又は決定

市の調査、所得税の修正申告又は税務官署がした所得税の更正若しくは決定等により、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合、不足税額を徴収することになります。

（法第41、315条、321条の2、市条例第35条、41条の2）

3 普通徴収税額への繰入

給与の支払を受けなくなったこと等により、特別徴収の方法で徴収されないことになった場合、その未徴収の税額は、普通徴収の方法によって徴収することになります。

また、特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったことその他総務省令で定める事由により、特別徴収の方法で徴収されないことになった場合、その未徴収の税額は、普通徴収の方法によって徴収することになります。

（法第41条、321条の7、321条の7の9、市条例第45条、45条の6）

4 納期

普通徴収の方法によって徴収する納期は、次のとおり当初4回に分けられています。課税された日が当初以外の場合は到来する納期及び指定した納期限になります。

第1期 6月1日から 同月30日まで

第2期 8月1日から 同月31日まで

第3期 10月1日から 同月31日まで

第4期 1月1日から 同月31日まで

*なお、納期限が土・日・祝日に当たる場合は、金融機関等の翌営業日が納期となります。（本年度の納期限は、通知書表面をご覧ください。）

（法第320条、市条例第39条）

5 納期限までに税金を納めなかった場合の措置

(1) 納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、その未納にかかる本税の額に、延滞金特例基準割合に年7.3%加算した割合（納期限の翌日から1月を経過するまでの期間は延滞金特例基準割合に年1%を加算）の延滞金を加算して徴収されます。（ただし、法令等の改正により変更となる場合があります。）

(2) 督促を受け、その督促状発付後10日を経過した日までにこの税金を納めないときは、滞納処分を受けることになります。

（法第41、326、331条、市条例第19条、市条例附則第3条の2）

6 審査請求等

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。この処分取消しの訴えは、この裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において被告を代表する者は市長となります。）、提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、この裁判を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求のあった日の翌日から起算して3月を経過しても裁判がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、決定があった日の翌日又は裁判の日から1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなりますが、正当な理由があるときは審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

7 減免

生活保護などの場合に、申請、審査の結果、市民税の減額・免除を受けることができる場合があります。申請できる期間は第1期の納期限までです。ただし、第1期分の納期限経過後に申請のあったものについては、当該申請のあった日以後に到来する納期限に係る分から適用します。

（市条例第47条）

8 参考（令和8年度の内容です。過年度の所得控除及び税額控除等については市民税課までお問い合わせください。）

□所得控除

雑損控除	(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い金額	
医療費控除	(医療費の額－保険金等による補てん額)－(10万円又は総所得金額等の5%のうちいずれか低い金額) (限度額200万円) ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 (限度額8万8千円)	
社会保険料控除	支払金額	
小規模企業共済等掛金控除	支払金額	
生命保険料控除	支払金額	控除額
	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+ 6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
	56,000円超のとき	28,000円
	15,000円以下のとき	全額
新契約	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+ 7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超のとき	35,000円
旧契約	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれの上記により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円)	
	一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれの上記により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)	
	※1) 上記の両方がある場合、控除額の上限は合計で25,000円 ※2) 上記契約が同一の契約に基づく場合は、どちらか一方のみを適用	
地震保険料控除	支払金額	控除額
	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	50,000円超のとき	25,000円
	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+ 2,500円
15,000円超のとき	10,000円	

配偶者控除	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超	
配偶者特別控除	580,000円以下	一般	33万円	22万円	11万円
		老人	38万円	26万円	13万円
	1,000,000円超1,000,000円以下	33万円	22万円	11万円	
		31万円	21万円	11万円	
		26万円	18万円	9万円	
		21万円	14万円	7万円	
		16万円	11万円	6万円	
		11万円	8万円	4万円	
		6万円	4万円	2万円	
		3万円	2万円	1万円	
1,330,000円超	0円				
扶養控除 ※16歳未満の扶養親族については所得控除の対象にはなりません。	一般扶養親族	33万円			
	特定扶養親族	45万円			
	老人扶養親族	38万円			
	同居老親等扶養親族	45万円			
特定親族特別控除	特定親族の合計所得金額				
	580,000円超950,000円以下	45万円			
	950,000円超1,000,000円以下	41万円			
	1,000,000円超1,050,000円以下	31万円			
	1,050,000円超1,100,000円以下	21万円			
	1,100,000円超1,150,000円以下	11万円			
	1,150,000円超1,200,000円以下	6万円			
1,200,000円超1,230,000円以下	3万円				

障害者控除	特別障害者	30万円
	同居特別障害者	53万円
	その他障害者	26万円
寡婦控除	26万円	
ひとり親控除	30万円	
勤労学生控除	26万円	
基礎控除	24,000,000円超	29万円
	24,500,000円超	15万円
	25,000,000円以下	0円
	25,000,000円超	0円

□寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の都民税は4%、市民税は6%に相当する金額	
①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金	
②住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金	
③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市町村の条例で定めるもの	
ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の都民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（調整控除後の所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）	
課税総所得金額から人的控除差額調整を控除した金額	割合
195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超665万円以下	69.58%
665万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

※寄附金税額控除算定のための「課税総所得金額」とは、総所得金額の課税標準額です。

□配当割額又は株式等譲渡所得割額控除

区分	市民税	都民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

□配当控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	都民税	市民税	都民税	市民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

□調整控除

合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の①と②のいずれか低い額の5%（都民税2%、市民税3%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超、2,500万円以下の場合

次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（都民税2%、市民税3%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

合計課税所得金額が2,500万円超の場合

適用なし

※調整控除算定のための「合計課税所得金額」とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

控除の種類	金額	控除の種類	金額			
基礎控除	5万円	一般	5万円			
障害者控除	特別	扶養控除	18万円			
	同居特別	老人	10万円			
	その他	同居老親等	13万円			
寡婦控除	1万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
ひとり親控除	父	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	母		老人	10万円	6万円	3万円
勤労学生控除	1万円					

□住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額			
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特別取得及び特別特別取得を含む。）又は特例特別特別取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額			
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）			
②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）			
市民税	3/5	都民税	2/5

○所得の計算方法
所得金額とは、収入金額－必要経費
【所得金額調整控除】
所得金額調整控除1
前年の給与等の収入金額850万円超えの所得割の納税義務者で、
・23歳未満の扶養親族を有するもの
・特別障害者に該当するもの
・特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有するもの
のいずれかに該当する場合、総所得金額計算時に次の額を給与所得から控除（給与等収入金額－850万円）×0.1
※給与等収入金額が1,000万円超の場合は、計算上、使用される収入金額は1,000万円となります。
※1円未満の端数がある時は、その端数を切り上げます。
所得金額調整控除2
前年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額がある所得割の納税義務者で、その合計額が10万円を超える場合、総所得金額計算時に次の額を給与所得から控除
給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）の合計額から10万円を控除した残額